

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件三件	八〇九	○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件	八四
○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件二件	八〇	○大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件	八四
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	八〇	○公の施設の指定管理者を指定した件	八四
○土地改良区の定款の変更を認可した件	八〇	福島県病院局	八四
○地籍調査の成果について認証した件	八二	○平成十九年度福島県病院局育休任期付職員(看護及び助産)採用候補者登録試験を実施する件	八四
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件	八二	○平成二十年年度福島県病院局職員(民間実務経験者)採用選考予備試験を実施する件	八五
○一般競争入札を行う件二件	八二	福島県警察本部	八五
		○一般競争入札を行う件	八五
		福島県収用委員会	八五
		○裁決書の正本を公示送達するため告示する件	八六

告 示

福島県告示第八百十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年十二月四日から平成二十年四月四日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まづくりグループ、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び会津若松市観

光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ会津若松本店 会津若松市町北町大字始字深町十四番地ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) MAXデンコードー会津若松店
(変更後) ケーズデンキ会津若松本店
- 三 変更した年月日
平成十九年十一月一日
- 四 届出年月日
平成十九年十一月二十日
- 五 届出をした者
株式会社デンコードー
株式会社エコプラス

(商工総務領域商業まづくりグループ)

福島県告示第八百一十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年十二月四日から平成二十年四月四日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び郡山市商工労働部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イトーヨーカドー郡山店 郡山市西ノ内二丁目十一番四十号
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社東北ケーズデンキ
茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号
代表取締役 川合 久太郎
(変更後) 株式会社デンコードー
宮城県仙台市宮城野区榴丘二丁目七番十号
代表取締役 井上 元延
- 三 変更した年月日
平成十九年十月一日

- 四 届出年月日
平成十九年十一月二十日
- 五 届出をした者
株式会社西部開発

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第八百十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年十二月四日から平成二十年四月四日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び須賀川市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ須賀川パワフル館 須賀川市崩免二ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社東北ケーズデンキ

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

代表取締役 川合 久太郎

(変更後) 株式会社デンコードー

宮城県仙台市宮城野区榴丘二丁目七番十号

代表取締役 井上 元延

- 三 変更した年月日
平成十九年十月一日
- 四 届出年月日
平成十九年十一月二十日
- 五 届出をした者
株式会社デンコードー

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第八百十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年十二月四日から平成二十年一月四日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び柵倉町商工農林課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
エイトタウン棚倉A棟 東白川郡棚倉町棚倉字宮前二十六番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により棚倉町から聴取した意見の概要
意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第八百十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年十二月四日から平成二十年一月四日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び柵倉町商工農林課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
エイトタウン棚倉B棟、C棟 東白川郡棚倉町棚倉字広畑百二十四番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により棚倉町から聴取した意見の概要
意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第八百十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年十二月四日から平成二十年一月四日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランドいわき平店 いわき市平上荒川字堀ノ内十三一ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第八百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、柵倉町土地改良区から平成十九年十一月六日付けで申請のあった定款の変更について、平成十

九年十一月二十八日認可した。
平成十九年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄平
(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第八百十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、河沼郡湯川村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成十九年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 調査を行った者の名称
湯川村

二 成果の名称

河沼郡湯川村大字田川及び三川の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿
(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第八百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成十九年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所
白河市大信豊地字松ヶ作三

二 指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の伐採に係るものは、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第八百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成十九年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

南会津郡南会津町和泉田字畑ノ沢一から四八まで、五三、六一から六四まで、七〇から七四まで、八七、八八、九〇から一〇二まで、一〇五、一〇七から一一〇まで、字和泉田沢五四から六〇まで、六三から一一一まで、一二七から一四二まで、字福田二〇七六、二〇七七の一、二〇七九の二、二〇八〇の一、二〇八一、二〇九七、二一一〇、二一一一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林林業領域治山対策グループ)

公 告

公告第671号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庶務システム開発等業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第32号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。
平成19年12月4日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定業務の件名及び数量 福島県庶務システム開発等業務 一式

(2) 調達をする特定業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 委託期間 契約締結日から平成26年4月30日まで

(4) 納入場所 福島県庁(福島県福島市杉妻町2番16号)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) に掲げる条件をすべて満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連帯関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）又は(2)に掲げる条件をすべて満たしている1者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 共同企業体の資格要件

ア 構成員のすべてが(ア)から(イ)までに掲げる条件を満たす者であり、かつ、構成員のうち少なくとも1者が(ア)から(イ)までに掲げる条件を満たす者であること。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(エ) 県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(オ) システムの品質管理に関する業務を担当する者が、国際標準化機構が定める規格ISO9001の認証又はこれと同等の信頼性があると知事が認める認証等を受けている者であること。

(カ) システムの運用に関する業務を担当する者が、財団法人日本情報処理開発協会が定める情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証及び財団法人日本情報処理開発協会が定めるプライバシーマークの付与認定又はこれらと同等の信頼性があると知事が認める認証を受けている者であること。

(キ) 他の都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市において、平成16年12月22日から平成19年12月21日までの間に、集中処理期間（行政事務の簡素及び効率化等を目的として、給与、旅費、福利厚生等の庶務業務を集中して処理する部署をいう。）における事務処理を前提とした当該調達に係るシステムと同様かつ同規模以上のシステムの設計、開発及び運用の業務を行った実績を有する者であること。

イ 構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加しないこと。

ウ 結成方法は、自主結成であること。

エ 当該委託業務に係る開発・導入及び運用保守体制が整備されており、仕様書に示す仕様を確実に履行できること。

(2) 共同企業体でないものの資格要件

ア (1)のア及びエに掲げる資格要件を満たす者であること。

イ 共同企業体の構成員として本件入札に参加していない者であること。

3 入札に参加するものに必要な資格の確認

入札に参加を希望するものは、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)のアの(ア)から(イ)までに掲げる事項及び2のエに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加するものに必要な資格の確認を受けること。

なお、平成19年12月21日（金）午後5時15分までに当該申請を行わなかったときは、当該資格を与えないので注意すること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部人事領域行政経営グループ
電話024-521-7972

4 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 平成19年12月4日（火）から同月18日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所 福島県庁西庁舎12階行政経営グループ

(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙280枚が入る程度の大きさで、850円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、平成19年12月18日（火）午後5時15分までに3に掲げる場所まで請求すること。

5 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成19年12月11日（火）午後1時

(2) 場所 福島県庁本庁舎5階正庁 福島県福島市杉妻町2番16号

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成20年1月16日（水）午後1時

(2) 場所 福島県庁本庁舎2階201会議室 福島県福島市杉妻町2番16号

(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成20年1月15日（火）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要件 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Consolidated General Affairs system 1set
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 00 p.m., 16 January 2008
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 15 p.m., 15 January 2008
- (4) Contact point for the notice : Organization Management Group, Human Resources Division, General Affairs Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugisumacho, Fukushima-shi, Fukushima, 960-8670, Japan TEL 024-521-7972 (人事領域行政経営グループ)

公告第六百七十二号

血液ガス分析装置等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六百六十七条の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成十九年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

- 1 買入れをする物品の名称及び数量
 - (一) 血液ガス分析装置（ラジオメーター製 ABL 825） 一式
 - (二) 人工呼吸器（HCU用）（フクダ電子製 Servo i Adult） 三式
 - (三) 患者用ベッド（ヒルロム製 ヴァーサケアベッド） 十四台
 - (四) 電子スコープ（オリンパスメデイカルシステムズ製 EVIS LUCERA） 一式
 - (五) 搬送用患者監視装置（GE横河メデイカルシステム製 DASH3000） 一式
 - (六) 搬送用自動対外式除細動器（フィリップスエレクトロニクスジャパン製 ハートスタートMRx E SpO2+Pacing） 一式
 - (七) 心電計（フクダ電子製 FCP7541） 一式
 - (八) 超音波診断装置（フィリップスエレクトロニクスジャパン製 IE33S） 一式
- 2 買入れをする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- 3 納入期限 平成二十年一月二十三日
- 4 納入場所 入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の時期等を定めた件（平成十七年福島県告示第七百五十四号）第二に掲げる業種区分の「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されている者であること。
- 3 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていない者であること。
- 4 この公告に示した仕様と合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。
- 5 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されている者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4及び5に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。
なお、平成十九年十二月十三日（木）までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号九六〇—八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県出納局総務管理グループ
電話〇二四—五二一—七五六二

四 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所に同じ。
- 2 入札説明書交付の日時及び場所 日時は、平成十九年十二月四日（火）から同月十二日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分までとし、場所は、三に掲げる場所とする。
- 3 入札及び開札の日時及び場所 日時は、平成十九年十二月二十日（木）午後二時とし、場所は、三に掲げる場所とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならぬ。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

- 1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

(出納局総務管理グループ)

公告第六百七十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十九年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
共同生活 活援助 事業所 プ チ ト マ ト 二	相馬市粟津 字粟津三一 五三	特定非 営利活 動法人 ひまわ りの家	福島県相馬 市北飯淵一 一七一一	平成一九年 十一月一日	共同生活 介護	知的障害者 精神障害者

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第六百七十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規

模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成十九年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
内郷ショッピングセンター いわき市内郷町榎下四十六番地
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
四千三百七十六平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成十九年十二月三十一日
- 五 届出年月日
平成十九年十一月二十日
- 六 届出をした者
共同組合ウチゴシショッピングセンター
藤越不動産株式会社

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

公告第六百七十五号

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号)第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成十九年十二月四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 管理を行わせる公の施設の名称
四倉漁港指定施設
- 二 指定管理者として指定したもの
1 名称 いわき市漁業協同組合
2 主たる事務所の所在地 いわき市久之浜町久之浜字館ノ山九番地
- 三 指定の期間
平成十九年十二月一日から平成二十一年三月三十一日まで
(河川港湾領域港湾漁港グループ)

福島県病院局

公告第9号

平成19年度福島県病院局有休任期付職員(看護及び助産)採用候補者登録試験を次のとおり実施します。
平成19年12月4日

- 1 試験を実施する職種
地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定による任期を定めて採用する職
- 2 登録予定人員
看護 30名程度
助産 3名程度
- 3 試験期日
平成20年1月13日（日）
- 4 受験申込受付期間
平成19年12月4日（火）から平成20年1月7日（月）まで
- 5 受付窓口及び問い合わせ先
福島県病院局管理グループ（福島市中町8番2号 電話（024）521-7226）
（管理グループ）

公告第10号

平成20年度福島県病院局職員（民間実務経験者）採用選考予備試験を次のとおり実施します。

平成19年12月4日

福島県病院事業管理者 茂田士郎

- 1 選考を実施する職種及び職務内容
病院事務 県立病院における経営改善のための管理・監督、企画立案及び実践業務等に従事する職
- 2 選考期日
平成20年1月30日（水）
- 3 選考申込受付期間
平成19年12月4日（火）から平成20年1月7日（月）まで
- 4 受付窓口及び問い合わせ先
福島県病院局管理グループ（福島市中町8番2号 電話（024）521-7226）
（管理グループ）

福島県警察本部

福島県警察本部公告第43号

交番・駐在所用フケジミリの貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成19年12月4日

福島県警察本部長 久保潤二

- 1 入札に付する事項
（1）借入物品の名称及び数量 交番・駐在所用フケジミリ 34台（搬入、据付け、調整等を含む。）
（2）借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
（3）借入期間 平成20年3月1日から平成25年2月28日まで
（4）納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
（1）施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
（2）この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
（3）この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
（4）当該物品を借入期間内に確実に貸与できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
なお、平成19年12月12日（水）午後5時までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合があるので注意すること。
郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151
- 4 入札書の提出場所等
（1）入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
（2）入札及び開札の日時及び場所 平成19年12月20日（木）午前11時30分 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
（3）その他 郵便による入札は、不可とする。
- 5 入札保証金及び契約保証金
（1）入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
（2）契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定に基づき次の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会書記室（福島県土木部土木総務領域用地グループ）において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

平成十九年十二月四日

福島県収用委員会

会 長 渡 邊 健 壽

一 書類の名称

平成十九年十一月二十七日付け権利取得裁決及び明渡裁決に係る裁決書の正本

二 書類の送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
矢内 三郎	不明 昭和五十七年十一月五日職権消除 (職権削除された戸籍の最終住所地 静岡県伊東市竹の内二丁目三番六十号)

三 その他

前期書類を受領しないときは、平成十九年十二月二十六日をもって送達があったものとみなされます。